

自転車安全教育用 図説パンフレット&パソコンソフト

<指導者用マニュアル>

■小学1～3年生 ■小学4～6年生 ■中学生 ■高校生 対象



自転車安全教育用図説パンフレット&パソコンソフト

小学1年生～3年生向け



小学4年生～6年生向け



中学生向け



高校生向け



◇交通安全教育指導マニュアルの内容構成と活用の仕方		1
◇パソコンソフトの使い方		2
◇学校における自転車に関する安全指導		3
◇指導展開例 小学生（1～3年生）対象		
指導展開例－1	自転車に乗るときの基本的な心得	7
指導展開例－2	自転車に乗るときの注意	11
指導展開例－3	自転車の安全な乗り方	13
指導展開例－4	自転車の通行場所と正しい通行方法（歩道と車道）	17
指導展開例－5	自転車の通行場所と正しい通行方法（交差点と道路の横断）	21
◇指導展開例 小学生（4～6年生）対象		
指導展開例－1	自転車に乗るときの基本的な心得	25
指導展開例－2	自転車に乗るときの注意	29
指導展開例－3	自転車の安全な乗り方	31
指導展開例－4	自転車の通行場所と正しい通行方法	35
◇指導展開例 中学生対象		
指導展開例－1	自転車に乗るときの基本的な心得	39
指導展開例－2	自転車に乗るときの注意	43
指導展開例－3	自転車の安全な乗り方	45
指導展開例－4	自転車の通行場所と正しい通行方法	49

◇指導展開例 高校生対象

指導展開例－1	自転車に乗るときの基本的な心得	53
指導展開例－2	自転車に乗るときの注意	55
指導展開例－3	自転車の安全な乗り方	57
指導展開例－4	自転車の通行場所と正しい通行方法	61
◇おさらい紙芝居		65
◇確認クイズ		73
◇実技指導の展開例		91

内容構成

学校における自転車に関する安全指導

- ・学校における自転車に関する安全指導の意義
- ・児童・生徒の自転車利用の状況と自転車に関する安全指導の位置付け
- ・学校における自転車に関する安全指導の進め方
- ・自転車に関する安全指導の内容
- ・自転車に関する安全指導の評価
- ・実施上の配慮事項

指導展開例

- ・小学生（1～3年生）対象
- ・小学生（4～6年生）対象
- ・中学生対象
- ・高校生対象

補完ツール／パソコンソフト

参考資料

- ・おさらい紙芝居
- ・確認クイズ
- ・実技指導の展開例

活用の仕方

本マニュアルは交通安全指導の現場経験者の声を参考に、学校において自転車の安全指導を進める際の基本的な考え方を解説するとともに、危険予測を中心とした指導展開例を取り上げています。

本マニュアルの特徴として、指導展開例（本編）における解説内容をより分かりやすくするための補完ツール〈パソコンソフト〉を導入しました。パソコンソフトの役割は、指導展開例の補完要素とともに、教育現場において、限られた時間をより効率的に活用して頂くため、パソコンソフト単独でも学習可能なものとしています。

本パソコンソフトでは、小学低学年、小学高学年、中学生、高校生それぞれの成長過程にあわせて、構成内容や解説手法を考慮し、より実用性が高く効果的に活用できるようにしています。

表現手法としては、クイズ形式や楽しみながら学習できる要素を採り入れ、小学低学年でも交通安全のポイントが理解できるように配慮しています。また3次元コンピュータグラフィックスによる自転車走行アニメーション（動画）を採用することにより臨場感を高めるとともに、当事者である自転車乗用者の視点だけでなく、自動車運転者の視点や歩行者からの視点も提示することで、さらに理解度が深まり、高い学習効果が期待できます。

パソコンソフト基本操作の流れ

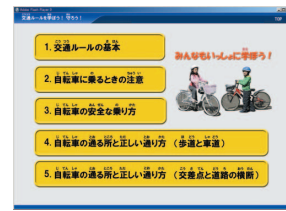
HOME画面



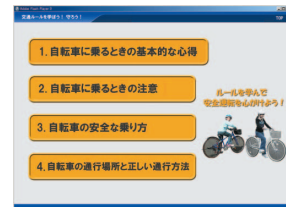
←各対象の画像ボタンクリックでそれぞれのトップ画面へ移動

↓スタートボタンのクリックでメニュー画面へ移動

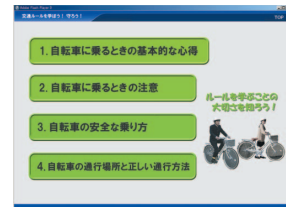
小学1年生～3年生向け
指導展開例



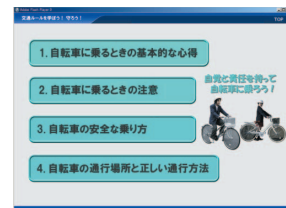
小学4年生～6年生向け
指導展開例



中学生向け指導展開例

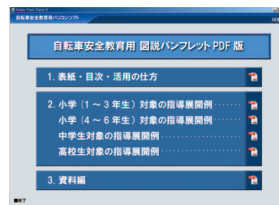


高校生向け指導展開例



↓該当ボタンのクリックで各種資料ダウンロード

図説パンフレットPDF版



1. 学校における自転車に関する安全指導の意義

自転車の交通事故は増加傾向にあり、交通ルール・マナーを守らない自転車利用者に対する社会的批判が高まっている状況などから、自転車に関する対策が重要な課題となっています。

その中でも、児童・生徒による自転車の交通事故件数が依然として多いことから、平成19年6月に道路交通法の一部が改正されたのを契機として、学校における自転車に関する安全指導の実施を通して、児童・生徒に対する自転車の交通ルール・マナー等の周知徹底が求められています。

従来から学校においては、学校の教育活動全体を通して、児童・生徒が自転車利用時の様々な危険に気付いて的確な判断の下、これに適切に対処したり、自転車事故が発生した際にも安全で的確な行動がとれる態度や能力を身に付けさせるとともに、進んで他の人々の安全に役立つ態度や能力を養うことを目標として、様々な取り組みが行われてきましたが、今後ますます学校における自転車に関する安全指導の重要性は高まり、その充実が望まれています。

2. 児童・生徒の自転車利用の状況と自転車に関する安全指導の位置付け

児童・生徒の自転車利用の状況を小学生、中学生、高校生の発達段階別に見ると、それぞれ次のような特徴が見られます。

- (1) 小学生では、学年が高くなるにつれて自転車乗用に慣れ利用範囲も広くなり、過信を生み、無理な乗り方から危険走行になりやすい。
- (2) 中学生では、日常生活に利用するばかりでなく、通学にも広く利用するようになる。しかし、自転車乗用の慣れと思春期を迎える発達段階での心身の大きな変化から、往々にして交通ルール違反や不適切なマナーなどに起因する事故が起きている。
- (3) 高校生では、通学のために自転車を利用することを含めて日常生活での自転車乗用の機会が小・中学生に比べて多くなることから、高校生の自転車乗用中の交通事故死傷者数は増加傾向にあり、その対策が急がれている。

このような児童・生徒の自転車利用の状況から、自転車に関する安全指導は、それぞれ次のように位置付けられます。

- (1) 小学生の段階では、初めて使用する交通手段としての乗り物であることから、将来の二輪車や自動車運転を見据えた基礎的な指導とする。
- (2) 中学生の段階では、小学生における自転車指導の基礎に立ち、心身の発達や個人の特性に即した指導とする。
- (3) 高校生の段階になると、在学中に二輪車や四輪車の運転免許取得可能年齢になり、自転車に関する安全指導は、その基礎的な教育である。

3. 学校における自転車に関する安全指導の進め方

学校において、自転車に関する安全指導を進める場合、次のような時間や機会を活用して行うことが考えられます。

- (1) 教科の「保健体育」の中では、交通安全教育の内容を直接取り上げることができる。
- (2) 他の教科（国語、社会、理科、美術、技術、家庭等）では、教科の指導に関連して、可能な範囲で取り上げた指導になる。
- (3) 学級活動では、年間数単位時間交通安全教育の題材を取り上げて指導ができる（時間の確保、発達段階に応じた系統的で体系的な学習等が期待できる）。
- (4) 生徒会活動、学校行事では、直接交通安全教育の題材を取り上げることができる（例えば、交通安全講話、映画、自転車の安全な乗り方等で、体験的な学習も取り上げることができる）。
- (5) 道徳や総合的な学習の時間では、教科・科目・特別活動の学習事項として取り上げた内容に関連して、場合によっては題材を直接取り上げるなどして学習を進めることも可能である。
- (6) 課外活動では、時間の調整を図り、自転車の安全教室・安全点検や自転車通学者対象の講習会等が可能である。

このように、自転車に関する安全指導は、学校の教育活動全体を通して適切に行い、また、各教科・領域ではそれぞれの指導内容に関連させるなどして進めることが大切です。

4. 自転車に関する安全指導の内容

自転車に関する安全指導の内容を小学校低学年（1～3年生）、小学校高学年（4～6年生）、中学生、高校生を通じて以下の項目について指導を行います。

<指導展開例>

- 1 自転車に乗るときの基本的な心得（本編参照）
- 2 自転車に乗るときの注意（本編参照）
- 3 自転車の安全な乗り方（本編参照）
- 4 自転車の通行場所と正しい通行方法（本編参照）

指導展開例では、発達段階に応じて対象別に重点項目の取り上げ方や表現の仕方を工夫し、児童・生徒が理解しやすいように配慮しています。

5. 自転車に関する安全指導の評価

自転車に関する安全指導について、その評価の意義、評価の観点等は、次のとおりです。

(1) 評価の意義

学校における自転車に関する安全指導は、学校の教育活動全体を通して適切に行い、生涯にわたる安全な自転車利用の基礎を培うことをねらいとし、日常生活における安全のために必要な事柄を理解させ、身近な危険に気付いて、的確な判断の下に安全に行動できる態度や能力を児童・生徒一人ひとりに身に付けさせるものであるが、その指導を評価し、次の指導に役立てていくことが不可欠である。

身に付けさせるべき態度・能力は、将来二輪車や四輪車の運転者として交通社会に参加することを考えたとき、良き交通社会人としての資質の基礎ともなるもので、その意味からも、安全指導の評価を重視することが大切である。

(2) 指導計画の評価の観点

全体計画・年間指導計画及び題材ごとの具体的な指導計画について評価する。

- ① 自転車に関する安全指導の内容は、生徒の実態や学校や地域の実態に即したねらいや内容であるか。
- ② 各教科、道徳、総合的な学習の時間における指導、特別活動（学級活動、ホームルーム活動、児童・生徒会活動、学校行事）における安全指導及び生徒指導との有機的な関連が図られているか。
- ③ 全校的な指導体制が確立されているか。
- ④ 自転車に関する安全指導と安全管理について、それぞれの特質を踏まえ、安全指導のねらいを正確にするとともに、両者の関係と調和について配慮がなされているか。
- ⑤ 自転車に関する指導時間が適切に確保されているか。
- ⑥ 指導方法が生徒の興味・関心を高めているか。
- ⑦ 安全指導に必要な教材・教具・資料等が整備・活用されているか。

(3) 指導方法の評価の観点

指導方法の評価は指導のねらいと内容、指導の場、生徒の実態等によって評価の観点が多様です。その観点の例を示すと次のとおりになります。

- ① 自転車に関する知識理解にとどまらず、実践に結びつく指導方法が工夫されているか。
- ② 児童・生徒の実態を的確にとらえて、指導内容が精選されているか。

- ③児童・生徒が関心・意欲を持って自ら学び、考え、判断し、自主的に自らの行動の向上、改善を図ることへの指導が適切になされているか。
- ④実技指導が形式的にならないように配慮されているか。
- ⑤家庭・地域・関係諸機関との連携を図っているか。
- ⑥指導の効果を高めるために、教材・教具の活用について配慮されているか。
- ⑦児童・生徒一人ひとりに応じた行動目標を設定しているか。
- ⑧自己評価、相互評価を取り入れているか。

(4) 成果の評価の観点

指導の成果の評価は、児童・生徒の自転車乗用の技能、態度などがどのように変容したかが評価の中心になります。

- ①自転車の安全な利用の仕方を理解し、安全な利用ができるようになっているか。
- ②点検や手入れの仕方を理解し、基本的な点検や手入れができるようになっているか。
- ③自転車事故の現状、原因及び防止方法について理解できたか。
- ④危険を予測し、自ら危険を回避することができるようになったか。
- ⑤歩行者保護に必要な態度や自転車利用のマナーを身に付けたか。
- ⑥安全な社会づくりの重要性を認識し、学校、家庭及び地域の安全に進んで協力できるようになったか。

(5) 評価する上での配慮事項

安全指導の評価に当たっては、評価の妥当性、信頼性、実践性を考慮して資料を収集し、多面的に検討することが大切です。

- ①観察による評価は、自転車乗用の知識、技能、態度について基本的な観点項目を定めて、観察する。
- ②標準化された検査を用いた場合は、集団や個人の傾向をとらえることに重点を置き、性急に結論を求めないようにする。
- ③継続的な観察や指導の記録を積み重ねて、具体的な事実に基づいて検討するとともに、情報を交換し合い、検討し合うようにする。
- ④児童・生徒の自己評価・相互評価を生かす。

6. 実施上の配慮事項

学校において、自転車に関する安全指導を実施する場合に配慮すべき事柄は、次のとおりです。

- (1) 関係機関、団体との連携は、児童生徒の自転車乗用の場が地域社会であることから極めて大切である。
- (2) 校内の指導体制と共通理解は指導展開する上で円滑な取組みができ、大きな教育効果が期待できる。
- (3) 安全指導の決まり・約束等は児童生徒の行動によって起こる事故を未然に防ぐという、学校生活の安全管理との関連において定められる。
- (4) 保護者等への参加を呼びかけ、児童・生徒と一緒に安全指導に参加してもらうことは、家庭内での話し合い等を通して、正しい知識の確認や交通安全意識の高揚に役立つ。また、異学年との交流を交えた指導は、互いに学び合う視点からも高い指導効果が期待できる。
- (5) 交通事故等の情報収集や自転車の安全指導の参考資料は警察署、自治体の交通安全担当課、教育委員会、交通安全協会、その他交通安全教育の研究・推進・普及を目的とする各種団体などから必要に応じて行う。
- (6) 地域で交通安全指導について同じ課題や問題を持つ場合が多いときは、互いに情報交換したり、問題解決への取組みやその方法について共同研究し、実践化を図ることによって大きな効果が得られる。
- (7) 自転車乗用時の安全を確保する必要がある場合には、公安委員会や道路管理者等へ協力を依頼する。

